

学校法人 田名橋学園

認定こども園 和田幼稚園

重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営方針

(1) 学校法人田名橋学園が設置するこの幼稚園型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 認定こども園 和田幼稚園
所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910-468番地

(2) 認定こども園 和田幼稚園（以下「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の規定に従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、自ら学ぼうとする意欲を育て健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達の過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

2. 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の教育の提供を行う。

○教育保育目標「あかるく たくましく かんがえる創造性豊かな子を育てていく」

「あかるく」人との関わりを大切にする子（社会性の芽）

「たくましく」自分を信じ、最後までやり抜く子（自信の芽）

「かんがえる」気づき、考えて、行動する子（学びの芽）

○教育保育方針

子どもたちの根っこ（心）（自信、自律、協調）と健やかな（体）を育み「生きる力」を培う

「あかるく、たくましく、かんがえる創造性豊かな人格形成の基盤を培うことを主な方針とする」

あかるく、たくましく、かんがえる創造性豊かな子を目標とし、一人一人の関わりを大切にする豊かな環境の中で、多様な体験・経験をし、成長、発達を促す

規則正しい生活習慣を身につけ自発的に行動できるように助長する

○特定教育・保育（第4条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。） なお、保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現とする。

○送迎 ○子育て支援事業 ○延長保育事業

○一時預かり事業（幼稚園型） ○その他教育・保育に係る行事等

○食事の提供

（1）食事の提供

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分	11時頃	14時30分頃	
1歳児	9時00分	11時頃	14時30分頃	
2歳児	9時00分	11時頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃		1号預かり、2号 午後間食 15時頃
4歳児		11時30分頃		1号預かり、2号 午後間食 15時頃
5歳児		11時40分頃		1号預かり、2号 午後間食 15時頃

献立表は毎月別途お知らせします。

（2）アレルギー対応

食物アレルギーに関しては、

○アレルギーについて配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を（アレルギー疾患生活管理指導表）を配布し、提出してもらう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする

○主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーの子どもがいる場合、除去食又は代替食による対応する。

○家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家庭で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する可能性があることから、食事後に子どもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて緊急搬送を行う。

○除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立、料理、配膳①（調理室から食事を出すときの配膳）、配膳②（保育室等での食事を準備するときの配膳）、食事の提供という一連の行動において、どこでヒューマンエラーが起きても誤食につながることに注意する。

○ヒューマンエラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、ヒューマンエラーを減らす方法や気づく方法のマニュアル化を図る。

3. 特定教育・保育の提供を行う時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。ただし、教育標準時間については、季節や登園降園等の事情により変更する。また、園長が必要と認めたときは、保育時間を変更することができる。

保育標準時間	平日 7時～18時（11時間） 土曜日 7時～15時（8時間）
保育短時間	平日 8時30分～16時30分（8時間） 土曜日 7時～15時（8時間）
教育標準時間	平日 9時～14時30分（5.5時間） 土曜日 9時～11時30分（2.5時間）

（1）延長保育

本園は、保育短時間認定子どもについて、平日16時30分から18時まで平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

本園は、保育標準時間認定子どもについて、平日18時から18時30分まで平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

（2）一時預かり事業

本園は、在籍する1号認定子どもについて、平日7時30分から8時30分まで、及び14時30分から17時30分までの範囲内で、教育標準時間を超えて保育が必要な場合に一時預かり保育を行う。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではない。

（3）保護者に対する子育て支援の内容に関する事項

子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年9月7日文科科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。

- 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

（4）その他の事業

本園は、地域のニーズに応える付随事業・収益事業を行うことができる。

4. 学級編成・利用定員

(1) 学級編成

教育的配慮から学級編成は、園長が必要に応じて変更するものとする。

○学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

(2) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

本園の利用定員は 155名とする。

○本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

教育標準時間の認定を受けた園児 105人

保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 20人

保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 30人

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種は、次のとおりとする。ただし、園長は、入園・転園・退園者数や教育的配慮等、状況によりこれらを変更することができる。

○各職種の職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2) 主任保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(3) 副主任保育教諭は、主任保育教諭を補佐する。

(4) 保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 保育補助は、教育・保育を補完する業務を行う。

(6) 用務員は、本園の用務に従事する。

(7) 調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 事務職は、保育教諭が教育・保育に専従できるよう、教育・保育に関する事務全般の業務を行う。

(9) 前項を除く職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の関係法令の定めるところによる。

6. 保育年限、保育期及び休園日

○保育年限

本園の教育・保育年限は、6ヶ年とする。

○保育期

1年を次の3保育期に分ける。

(1) 第1保育期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2保育期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3保育期 1月1日から3月31日まで

○特定教育・保育の提供を行う日及び行わない日

教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

本園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 冬期休園 12月29日から1月3日まで
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日

○前項のほか、1号認定の園児については以下の期間及び日を休園日とする。

- (1) 夏期休園 7月23日から7月31日まで 8月9日から8月30日まで
- (2) 冬期休園 12月26日から1月6日まで
- (3) 春期休園 3月25日から4月6日まで
- (4) 園が必要と定めた日

○教育・保育上必要があり、又はやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に教育・保育を行うことがある。

○非常時変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

7. 入園、退園、休園、修了

○入園資格

本園に入園できる者は、1歳から小学校入学の時期に達するまでの幼児とする。

○入園、退転園

入園においては、双方理解を深め、園長は保護者に同意書の提出を求め、同意書の提出によって、入園の手続きに入る。

○退転園については、園長の許可を要する。退園・転園希望者は、その理由を記して、保護者から園長に届け出るものとする。

○利用の開始に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (1) 入園希望者（1号認定者）は、所定の入園申込書（入園願書）に記入のうえ、保護者から園長に届け出るものとする。その際に、保護者は園を通して、市町村に施設利用のための1号認定の申請を行わなければならない。認定証交付後、本園と契約する。
- (2) 2号、3号認定者は市町村に、「保育の必要性」の認定を申請し、市町村より認定証を交付された後、本園を希望する旨の申し込みを市町村に行う。市町村による施設利用調整の後、入園希望者と本園が契約する。
- (3) 利用の申込みがあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総員を超える場合については、篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第6条により、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- (4) 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集事項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。

- (5) 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第7条により、できる限り協力する。
- (6) 入園した園児は、登園降園時には、安全保護等のため指定の園服を着用する。

○休 園

病気その他やむを得ない事由により、休園しようとする者には、その願い出によって園長は、休園を許可することができる。

○利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定者及び2号認定者が小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定者の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) そのほか、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

○修 了

本園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

8. 利用者負担その他の費用の種類、理由及びその額

○利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (1) 本園においては、篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例（平成26年条例第20号）第13条により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。
- (2) 同一所帯から第2子、第3子が本園に通う場合は減免措置をとることができる。
- (3) 本園においては、篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第13条により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収することとする。

○施設費及び教育充実費

(1、2号認定者) 10,000円（毎年次）（兄弟児は半額。）

○教材料（1歳児は除く）10,000円（毎年次）

○上記の特定保育料に関する徴収理由は下記のとおりである。

- (1) 教育・保育を安定的に提供するため、施設の永続的利用及び教育・保育環境の改善を図るための費用及び教育・保育の質の向上を図るための特定職員人件費であり、主に外部からの講師に支払う人件費
- (2) 教育・保育の充実を図るための教材費

○本園においては、篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第13条により、次のとおり実費を徴収する。

(1) 給食食材費

(1号認定者) 月額 3,000円（免除者 500円）

(2号認定者) 月額 5,500円（免除者 1,000円）

(2) 通園送迎費用 月額 3,500円（1号認定者のみ利用可能）

ただし、送迎片方利用の場合は2,000円

- (3) 材料費及び絵本代
 - (4) 校納金
 - (5) 道具代、写真代、遠足代、行事代等
 - (6) その他、必要に応じて、教育保育に必要な材料費を徴収するものとする。
- 延長保育の料金は、30分毎に500円とする。
 - 一時預かり保育の料金は、月額5,000円とし、日額500円とする。
 - 特定保育料等については、在籍者は出席の有無にかかわらず、毎月期日までに納入しなければならない。なお、支払方法は銀行の口座引き落としとする。
 - 既納の保育料、施設費及び教育充実費は、返還しない。

9. その他

- 緊急時における対応方法及び非常災害対策
本園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時等対処要領を作成し訓練等を行う。
- 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第31条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 虐待の防止のための措置に関する事項
本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。
- 記録の整備
篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第34条に基づき、以下に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
 - (3) 篠栗町特定教育・保育施設運営基準条例第19条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

10. 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

- 当園ご利用相談窓口
 - ・窓口担当者 主任保育教諭
 - ・窓口責任者 園長田名橋真敏
 - ・ご利用時間 9:00～16:00
 - ・電話番号 092-947-7590 FAX 092-947-7590

担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

1 1. 保険に関する事項

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類：独) スポーツ振興センター災害給付、全日本私立幼稚園連合会保険

保険の内容：園管理下での災害における共済給付

1 2. 本園に関するその他留意事項

○複数月にわたり保育料の滞納があり、納入の督促に応じず、保育料等の納入の意志がないと判断されたときは当該園児を退園処分とすることがあります。

1 3. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

本園では、「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57条）」第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない。」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適切な取り扱いを図ります。

○本園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報は「児童福祉法」及び「認定こども園教育・保育要領」が示している認定こども園の教育・保育の円滑な実施（園だより、記録写真、記録ビデオ、ホームページ・ブログによる保育の紹介、個人記録、クラス活動計画、クラス活動報告、出席簿、緊急連絡網、連絡帳、アンケート、ロッカー・靴箱・掲示品物等の名前（園児が必要とする箇所）、延長保育申請書、超過保育申請書、名札、運動会・遊戯会等行事による名前の読み上げ、卒園者名簿、アルバム等）以外の目的で使用することはありません。

○本園では、園児を保育するにあたり、児童表・身体発育記録・予防接種歴罹患調査票・健康診断書・緊急連絡簿等、必要最低限の情報は収集させていただきます。個人情報の提供を依頼するときは、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

○本園では、「個人情報の保護に関する法律」第23条に規定されている次の各号に該当するとき以外は、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

○本園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏えい又は毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

○本園は、保護者がその子ども、その家庭及び自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・追加・利

用停止・削除を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。また、開示には、本人確認をさせていただきます。

○園内研修・教育の機会を通じて、全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。また、全職員に守秘義務を課し、職務で知り得た情報の漏えいが無いように努めます。